

世界最速・最高品質の知財システムの 実現に向けた審査・審判の取組について

平成29年4月
特許庁

- 1. 特許・実用新案に関する取組**
- 2. 意匠に関する取組**
- 3. 商標に関する取組**
- 4. 審判に関する取組**

- 1. 特許・実用新案に関する取組**
2. 意匠に関する取組
3. 商標に関する取組
4. 審判に関する取組

1. (1) 世界最速・最高品質の特許審査の実現

- JPOの「世界をリードする審査」を核に、日本の審査結果を国際的に発信し、海外知財庁での利用促進を図る。

世界最速

権利化までの期間※： 平均14か月以内
一次審査期間： 平均10か月以内
(平成35年度目標)

※出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

最高品質

品質管理の取組強化

外国文献調査の充実

第四次産業革命への対応

面接審査関連施策の拡充



日本の審査結果の発信強化

制度・運用調和

PPH

CPG

日米協働調査

PCT協働調査

ISA管轄拡大

ドシエ共有

途上国支援

⋮

1. (2) 第四次産業革命への対応① - 事例公表・特許分類の新設 -

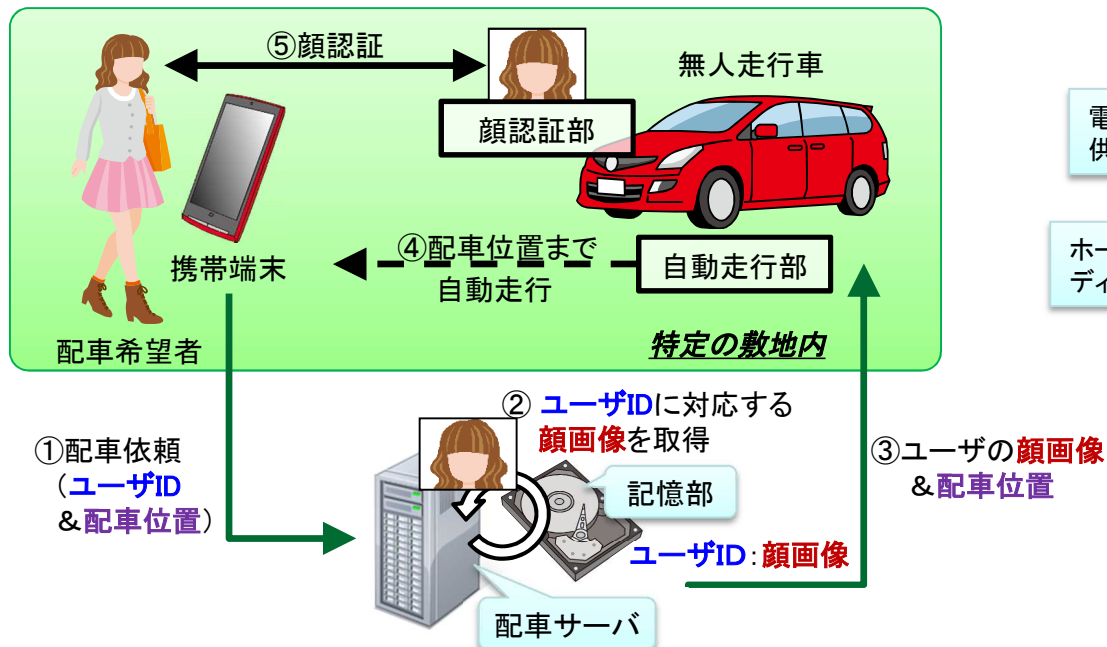
<審査事例の公表>

- IoT関連技術等に関する審査事例を審査ハンドブックに追加し、世界に先駆けて公表(23事例)。
⇒ 我が国企業の権利取得の予見性を高め、イノベーションを促進。
- 特許庁HPにて英語版も公表(日本語と同時)、五大特許庁会合等でも周知。

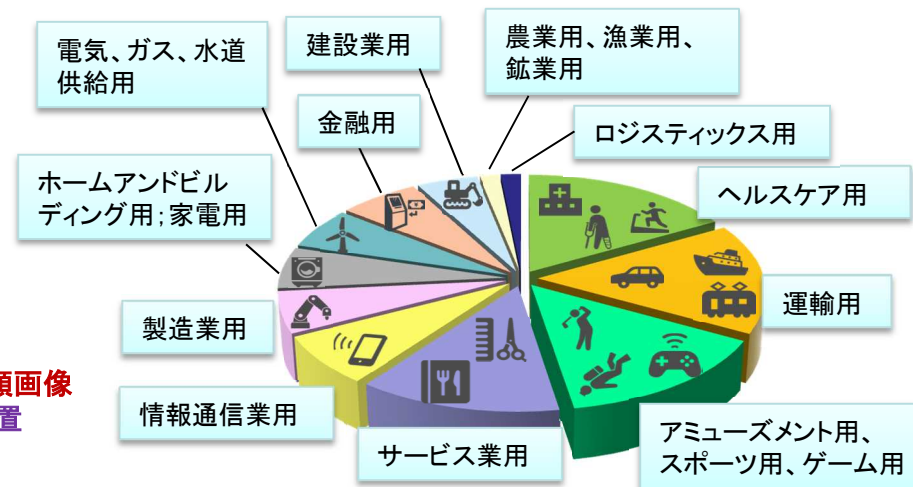
<特許分類の新設>

- IoT関連技術を網羅的に抽出可能な特許分類(ZIT)を世界に先駆けて新設・細分化。
⇒ 先行技術文献調査の充実、研究開発の促進。
- 国際標準化に向けて五大特許庁に提案。今後、議論を進める。

事例(無人走行車の配車システム)

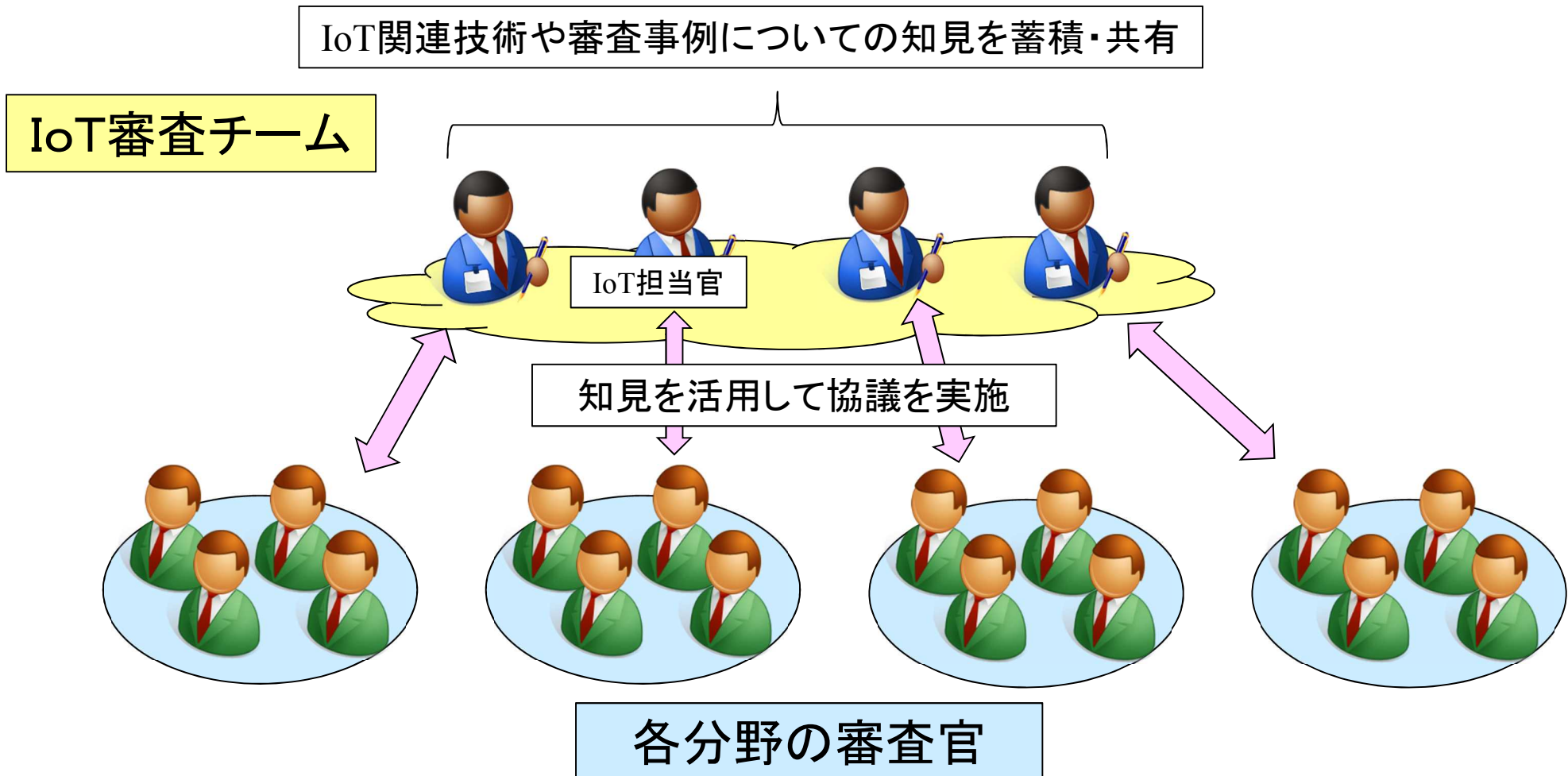


特許分類(ZIT)の新設・細分化



1. (2) 第四次産業革命への対応② - IoT審査チーム -

- IoT関連発明に精通したIoT担当官からなる「IoT審査チーム」を新設。審査官がIoT担当官と協議を実施することで、IoT担当官の知見を活用した質の高い審査を実現。
⇒ イノベーションの促進に必要な特許の着実な取得を支援

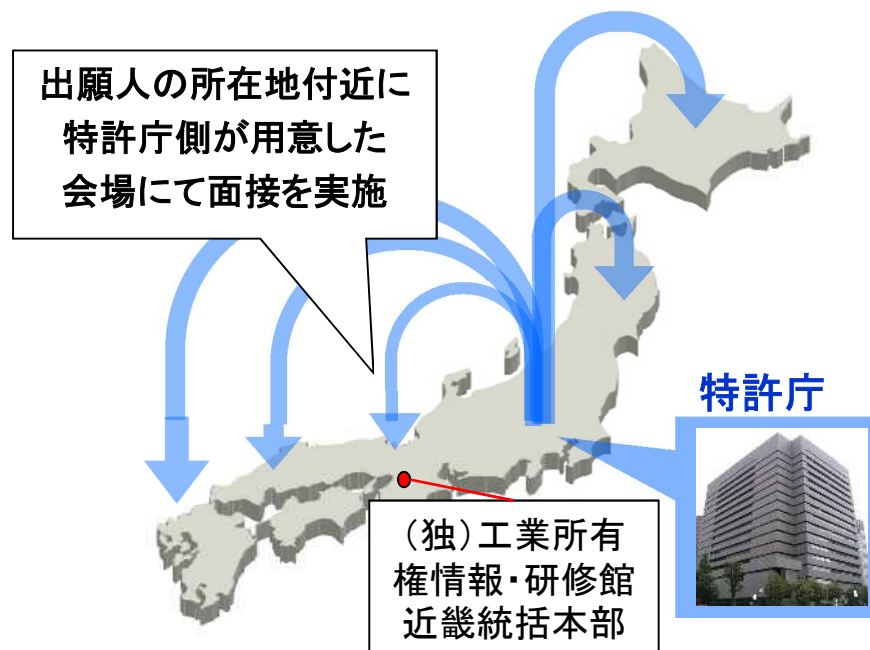


1. (3) 面接審査関連施策の拡充による地域イノベーションの促進

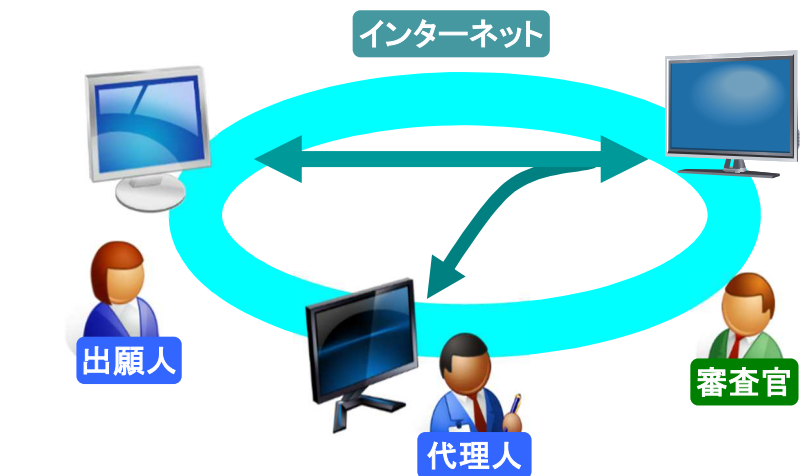
- 実施庁目標に、コミュニケーションに関するユーザー評価、及び出張面接審査等の実施件数の項目を新設。
- 特許庁内に、面接審査等を通じて地域イノベーションを促進する「地域イノベーション促進室」を新設。
- 巡回特許庁に加え、企業等集積地域を対象に地域拠点特許推進プログラム(*)を開始。
- 経済産業局等知的財産室にテレビ面接審査スペースを設置。
- (独)工業所有権情報・研修館 近畿統括本部(平成29年度第2四半期(7~9月)に設置予定)において、出張面接審査室・テレビ面接審査室を設置。出張面接審査に重点実施日を設定。

*出張面接審査と特許に関するセミナーを同時に開催。

出張面接審査



テレビ面接審査



必要な機器: パソコン、インターネット、ウェブカメラ、ヘッドセット

- ※最大10拠点まで同時接続可能
- ※テレビ会議に参加できるIPアドレスを制限することで、より強固なセキュリティ環境を確保
- ※ヘッドセットはマイクとスピーカーでも可

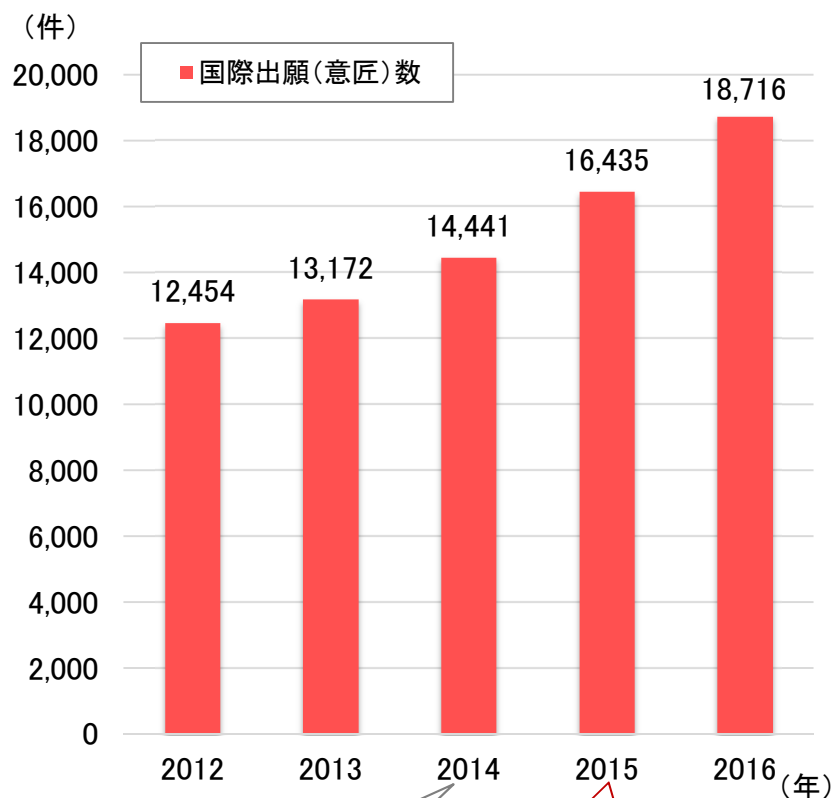
1. 特許・実用新案に関する取組
- 2. 意匠に関する取組**
3. 商標に関する取組
4. 審判に関する取組

2. (1) 意匠の国際登録制度の利用状況

- 我が国と米国のハーグ協定への同時加入(2015年)により、意匠の国際登録制度(※)の利用が活発化。
- 我が国への意匠出願は2015年に増加に転じた。我が国を指定した意匠の国際出願(意匠)数は、2015年に452件、2016年に2,083件。

※ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度。WIPO国際事務局への1つの出願で、複数国(締約国)に同時に出願した場合と同様の効果が得られ、各国への個別の出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減をはかることが可能。

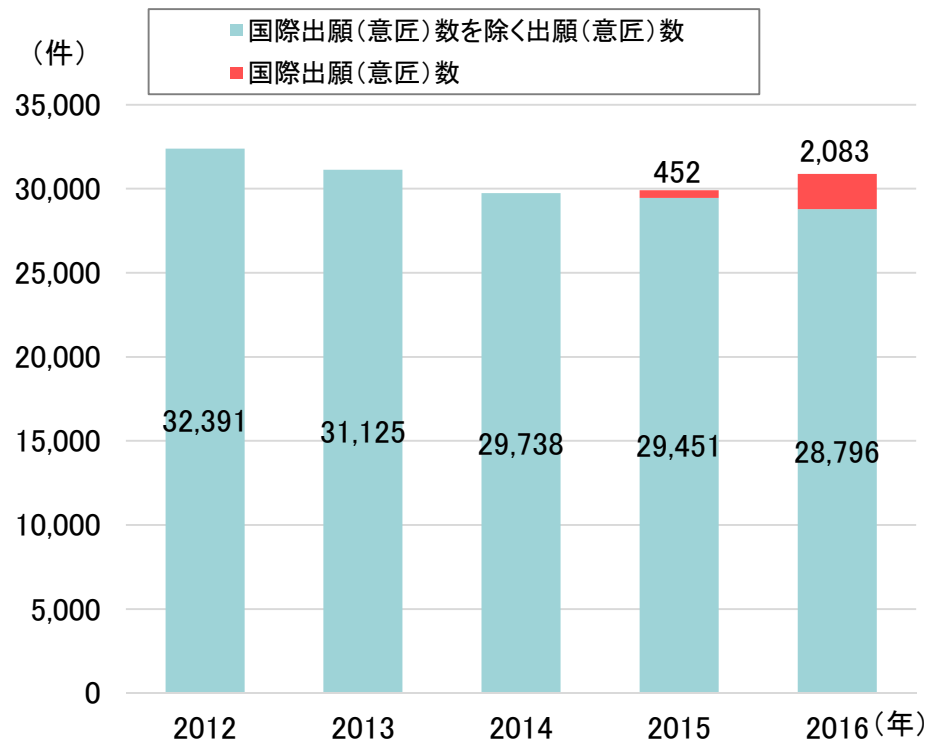
＜ハーグ協定に基づく意匠の国際出願動向＞



7月に韓国において発効

5月に日本、米国において発効

＜我が国への意匠の出願動向＞

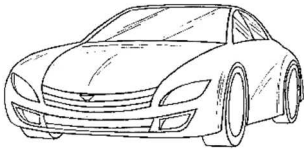
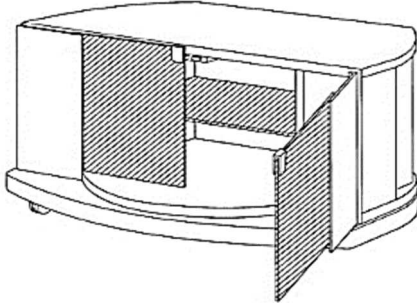


年		2012	2013	2014	2015	2016
内訳	総出願(意匠)数	32,391	31,125	29,738	29,903	30,879
	国際出願(意匠)数				452	2,083
	国際出願(意匠)数を除く出願(意匠)数	32,391	31,125	29,738	29,451	28,796

2. (2) 意匠制度の利便性向上のための運用の見直し

- 企業活動のグローバル化やハーグ協定への加入を背景に、国際協調を意識した意匠制度の運用の見直しの必要性が高まるなか、意匠制度の利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行い、意匠審査基準の改訂を行った。
- 改訂意匠審査基準は、平成29年4月1日以降に審査される出願に適用。

＜改訂意匠審査基準の概要＞

意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の簡素化・明確化	願書及び図面の記載要件の緩和	参考図の取扱いの明確化
●証明する書面に基づく新規性喪失の例外規定の適用の判断手順を明記 →新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の書式例を掲載 →第三者によらず出願人自身が署名・捺印した「証明する書面」であっても、一定の証明力があるものとして許容 ●同一の意匠が複数回にわたり公開された場合の取り扱いを明記 ●出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続等を明記	●形状を特定するための線等の説明の省略 →形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合には、説明の省略を認める。 (説明の記載の省略が認められるものの例)  意匠に係る物品「眼鏡」 「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様を表すことは一般的ではない 意匠に係る物品「乗用自動車」 「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的ではない ●CGにおける陰の説明の省略 →明度変化が「陰」であることが明らかな場合には、説明の省略を認める。 ●CGにおける背景の彩色の説明の省略 →彩色が背景であることが明らかな場合には、説明の省略を認める。	●参考図の取扱いの明記 →形態の特定に必要な図(「一組の6面図」等)に表されたものと異なる形状・模様・色彩等が表されている参考図は、意匠の認定においてそれら異なる要素そのものは考慮しないことを明記。 (参考図の例) 透明部を示す参考図  一組の6面図に記入できない説明のための線・図形・彩色等を表した、出願に係る意匠を特定するための参考図の例

※概要資料のため、一部の記載、説明を省略しています。詳細については改訂意匠審査基準をご覧ください。

1. 特許・実用新案に関する取組
2. 意匠に関する取組
3. **商標に関する取組**
4. 審判に関する取組

3. (1) 新しいタイプの商標（平成27年4月から保護開始）

- 音や色彩といった新しいタイプの商標の登録も可能とすることにより、言語を超えたブランドメッセージを保護し企業の多様なブランド戦略を支援。
- 平成29年3月末までの出願件数は1,487件。登録件数は229件。

（平成29年3月31日現在）

新しいタイプの商標 の出願・登録状況

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	1,487	521	496	332	121	17
登録件数	229	125	2	23	70	9

音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標
（例：CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など）



登録第5804299号
権利者：久光製薬（株）

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標
（例：商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など）
*これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標



登録第5930334号
権利者：（株）トンボ鉛筆

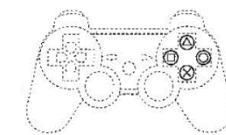


登録第5933289号
出願人：（株）セブン・イレブン・ジャパン



位置商標

文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標



登録第5858802号
権利者：（株）ソニー・インタラクティブ
エンタテインメント

動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標
（例：テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など）



登録第5804316号
権利者：（株）ワコール

ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標
（例：見る角度によって変化して見える文字や図形など）



登録第5804315号
権利者：三井住友カード（株）

3. (2) 商標審査基準改訂

- 商標審査の予見可能性と一貫性を向上させ、国内外のユーザーにとって明確かつ分かりやすい商標審査基準とすべく、商標審査基準全体にわたる見直しを実施(平成27年度及び平成28年度の2年間)。
- 平成27年度は、商標の識別力、平成28年度は、商標の不登録事由を中心に、商標審査基準の全面改訂を行った。

平成27年度改訂

【概要】

商標の識別力(*)に関する商標審査基準を中心に、裁判例等をもとに内容及び例示を見直し、明確かつ分かりやすいものに改訂

(*)識別力とは、自己の商品・役務と他人の商品・役務とを識別できることをいう。識別力がない商標は、商標としての一般的、適格性がなく、保護する必要がないとしてその登録が拒絶される。

【ポイント】

商標法第3条第1項各号

●「自己の業務における使用」の要件について

業務を行うために国家資格等を有することが義務づけられている場合であって、出願人が当該資格を有し得ないことが明らかとなるときは、自己の業務において使用する商標とは認めないことを明確化。

●書籍等の題号について

書籍等の題号として認識される商標についての商標審査基準を明確化。

●キャッチフレーズについて

どのような商標がキャッチフレーズに該当し、登録が認められないかについての商標審査基準を明確化。

●使用による識別力獲得について

近時の裁判例を踏まえて、出願商標と使用商標、指定商品等と使用商品等が厳密に一致しなくても、同一性を損なわない場合は適用が認められることとする。

商標法第4条第1項第6号

●国・地方公共団体の著名な標章

オリンピック等の公益に関する標章についてその内容をより明確化するとともに、具体的な例を追加。

【実施】

平成28年4月1日から「商標審査基準第12版」として施行

平成28年度改訂

【概要】

商標の不登録事由に関する商標審査基準を中心に、裁判例等をもとに内容及び例示を見直し、明確かつ分かりやすいものに改訂

【ポイント】

商標法第4条第1項各号

●公益的な機関等の標章について

対象となる標章の例示、類否判断基準及び語句の解釈の追加・修正。

●公序良俗違反について

裁判例を参考に、第7号に該当する場合についての類型及び該当例を明確化。

●他人の氏名又は名称等について

裁判例を参考に、第8号に該当する「他人」の範囲、著名性の判断基準等を明確化。

●商標の類否判断について

基本的な考え方を記載し、外観、称呼、観念の各要素の判断基準を明確にすると共に、例示を追加。出願人と引用商標権者に支配関係があり、かつ、引用商標権者が出願に係る商標が登録を受けることについて了承している場合は、第11号に該当しない取扱いに改訂。

●他人の周知商標、商品又は役務の出所の混同、他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標について

基準の趣旨等を明確化

その他

●趣旨違背について

同一人が同一の商標について出願した場合に、当該出願の指定商品又は指定役務全てが、先願(又は先登録)に係る指定商品又は指定役務と同一の出願をした場合に限り、「商標法第3条の趣旨に反する」との拒絶の理由を通知する取扱いに改訂。

【実施】

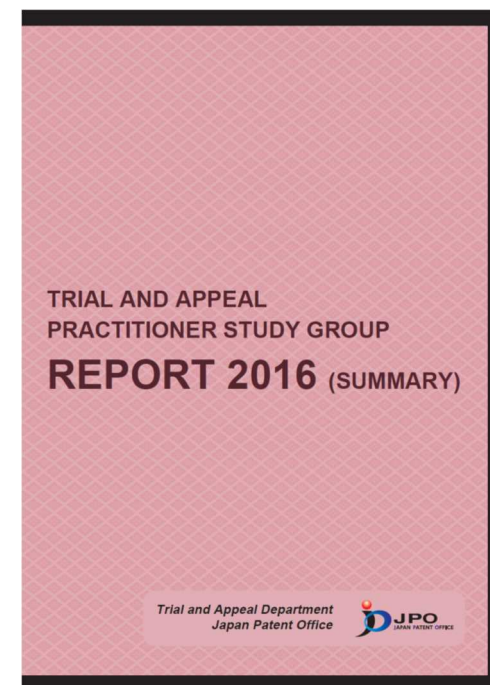
平成29年4月1日から「商標審査基準第13版」として施行

1. 特許・実用新案に関する取組
2. 意匠に関する取組
3. 商標に関する取組
4. **審判に関する取組**

4. (1) 審判実務者研究会の開催

■ 「審判実務者研究会」とは

- 審判実務上重要と考えられる審判決事例について、庁内外の実務者による研究を行い、毎年その成果を広く公表。
- 特許、意匠及び商標の分野別分科会を設置して研究を実施。
 - ・「特許共通」「特許機械」「特許化学」「特許医薬・食品」「特許電気」「意匠」「商標」の7つの分科会を設置。
 - ・各分科会2～4件、計20件程度の事例研究を実施。
- 研究メンバーは、日本知的財産協会、日本弁理士会、日本弁護士連合会からの実務者、特許庁審判官及び裁判官(オブザーバ)。各分科会を5～9名で構成し、研究会全体で約50名が参加。
- 特許庁ホームページにおいて報告書(日・英)を公表。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai.htm
(過去の報告書も掲載)



2016年度 報告書(英)の表紙

4. (2) 英訳審決の外部発信

- 審判に関する国際的な情報発信の充実強化のため、平成28年1月に審決等（審決、異議決定、判定）の英訳の外部提供を開始

- グローバルな経済活動が増加する中、審判情報にも強い関心が寄せられている。
- 迅速な審査・審判により、世界に先駆け審判情報を提供。



- 審判部における法解釈や運用の理解に参考となる審決等について、平成28年度末までに累積180件の英訳を提供。
- 29年度は、100件程度を提供予定。

Decisions

The Japan Patent Office (JPO) provides professional English translations of trial/appeal decisions, decisions on oppositions, and Hantei (advisory opinions on the scope of industrial property rights) categorized by type, field, or other attributes of a case that help in the understanding of the law and its operation, for the purpose of improving and enhancing the international reach and quality of information provided on industrial property rights applicable in Japan.

IP Judgements are available on the IP Judgement Database at the Courts in Japan website ([Japanese](#)) and the IP High Court website ([English](#)). In addition, "[IP Judgment listed by topic](#)" at the IP High Court website provides English translations of selected IP Judgments, listed by topic.

1. Patents and Utility Models

Topics

- (A) Novelty
- (B) Inventive Step
- (C) Secret Prior Art
- (D) Requirements for Description (Enablement etc.)
- (E) Requirements for Claims (Support, Clarity etc.)
- (F) Amendment before Grant
- (G) Correction after Grant

(1) Appeals against the examiner's decision of refusal

JPO Docket Numbers		Decisions		Topics						
				(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
New!! Appeal	2015-020055	Japanese	English		•					
New!! Appeal	2015-015152	Japanese	English		•		•			
New!! Appeal	2015-014545	Japanese	English					•	•	

4. (3) 模擬審判廷による口頭審理の実演

- 紛争の早期解決に有用な審判制度の理解を促進するため、模擬審判廷による口頭審理の実演を実施している。

実演例：

- ・巡回特許庁 in 中部（平成28年2月、名古屋）
- ・日本弁理士会研修（平成28年3月、特許庁審判廷）
- ・特許審判制度説明会（平成28年5月、大阪）
- ・巡回特許庁 in ひろしま（平成28年8月、広島）
- ・巡回特許庁 in 九州（平成28年10月、福岡）
- ・特許審判制度説明会（平成28年12月、東京）
- ・特許庁知財セミナー in 松山（平成29年2月、愛媛）



特許審判制度説明会



巡回特許庁 in ひろしま



巡回特許庁 in 九州